

小樽市小中学校クラウド型電話交換機整備事業 に関する公募型プロポーザル募集要項

1 件名

小樽市小中学校クラウド型電話交換機整備事業

2 選定の方法

企画提案書の公募によるプロポーザル方式により、受注者を選定するもの。

3 事業の概要

(1) 事業内容

小樽市小中学校クラウド型電話交換機整備事業仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照のこと。

(2) 契約期間

契約締結日から令和 14 年 12 月 31 日まで。

(3) 賃貸借期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日まで（72 か月間）。

(4) 支出予定金額

118,048 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。（72 か月総額）

※詳細は様式 3 別紙「科目別見積内訳書」のとおり

(5) 契約保証金

上記(4)の 10/100 以上の額

※小樽市契約規則（平成 8 年小樽市規則第 27 号。以下「契約規則」という。）第 3 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する

(6) 再委託の禁止

事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

4 日程及び期限

内 容	日程・期限
現地確認申込受付	令和 8 年 8 月 17 日（月）17 時 20 分まで（必着）
質問の受付期限	令和 8 年 8 月 17 日（月）17 時 20 分まで（必着）
質問の回答	随時回答、最終回答日：令和 8 年 8 月 19 日（水）
参加申込書等の提出期限	令和 8 年 8 月 21 日（金）17 時 20 分まで（必着）
ヒアリングの実施	令和 8 年 8 月 28 日（金）または 8 月 31 日（月）予定
審査結果の通知	令和 8 年 9 月上旬予定
賃貸借契約の締結	令和 8 年 9 月中旬予定
賃貸借開始	令和 9 年 1 月 1 日（金）

5 仕様書等の交付方法

小樽市ホームページからダウンロードする方法で交付する。

●ホームページアドレス

https://www.city.otaru.lg.jp/categories/bunya/nyusatu_keiyaku/nyusatu_koujiigai/bosyu/

6 参加資格

- (1) 令和 8・9 年度小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿の「役務（委託）」のうち「05 賃貸借・リース・レンタル」の「03 通信機器・同関連機器のリース・レンタル」に登録さ

れた者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (4) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。
- (5) 国又は地方公共団体と本業務と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

7 現地確認

本プロポーザルへの参加を検討するに当たり、対象校の現地確認を希望する者は下記のとおり現地確認を行うことができる。

(1) 申込期間

令和 8 年 8 月 17 日（月）まで

(2) 現地確認期間

令和 8 年 8 月 21 日（金）までの平日午前 9 時から 16 時 30 分

※上記期間から学校閉庁日となる 8 月 12 日（水）から 8 月 14 日（金）を除く

(3) 申込方法

現地確認を希望する者は、現地確認申込書（様式 1）を「13 提出先・問合せ先」へ郵送または持参により提出すること。また、電子メールで提出する場合には提出期限までに原本を提出すること。なお、電子メールを送信後は小樽市に対して速やかに電話にて該当メールの着信確認を行うこと。

(4) 実施方法

小樽市が申込書を確認後、各学校のメールアドレス、各校担当者一覧及び各校平面図（希望者のみ）を申込者に対し送付するため、申込者と対象校で日程調整を行い、現地確認を実施すること。

(5) 留意事項

- ・ 現地確認により知り得た情報を第三者に漏えいしないこと。
- ・ 現地確認により知り得た情報（メールアドレス含む）は本公募型プロポーザル以外には使用しないこと。
- ・ 現地確認に当たっては、学校運営に支障を来すことなく、かつ児童及び生徒への影響がないよう配慮すること。
- ・ 現地確認中は学校職員の指示に従うこと。

8 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等について不明な点がある場合には、質問書を提出すること。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

(1) 受付方法

質問書（様式 5）を、電子メールで令和 8 年 8 月 17 日（月）17 時 20 分までに「13 提出先・問合せ先」へ送信すること。また、送信後に、電話で着信を確認すること。

(2) 回答方法

質問書への回答については、令和 8 年 8 月 19 日（水）までに行うものとする。

なお、質問者には電子メールで回答するとともに、その内容について小樽市ホームページに掲載する。

9 参加申込書等の提出

(1) 提出方法

「13 提出先・問合せ先」まで持参または郵送すること。

また、郵送した場合は、電話でその旨を報告すること。

(2) 提出書類

① 企画提案参加申込書(兼応募資格審査申請書)(様式 2)

② 企画提案書(作成要領は別紙 1「企画提案書作成要領」のとおりとする)

③ 見積書(様式 3)

※契約に当たり第三者賃貸方式による契約を希望する場合は、見積書(様式 3)の摘要欄に、第三者賃貸方式となる旨、及び指定する賃貸会社の名称等を記入すること。ただし、賃貸会社は令和 8・9 年度小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿の「役務(委託)」のうち「05 賃貸借・リース・レンタル」の「03 通信機器・同関連機器のリース・レンタル」に登録された者であること。

④ 科目別見積内訳書(様式 3 別紙)

⑤ 積算内訳書(任意様式)

⑥ 受注等実績書(様式 4)

(3) 提出部数

・(2)の①は 1 部

・(2)の②～⑥は各 11 部

(②企画提案書及び③見積書は正本 1 部のみ押印し、残り 10 部は複写とする。)

(4) 提出期限

令和 8 年 8 月 21 日(金) 17 時 20 分 必着

※提出期限後の参加申込書等の差し替え、再提出は認められない

(5) 辞退する場合

参加申込書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届(様式 6)を持参又は郵送の方法により提出すること(郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着するようにすること)。

(6) 留意事項

見積書(様式 3)には、科目別見積書(様式 3 別紙)及び具体的な積算内訳書を添付すること。なお、見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

10 選定方法等

(1) 審査体制

小樽市職員及び学校職員で構成する選考委員会(以下「委員会」という。)が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者(次点)を選定する。

(2) 審査方法

委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリング(書面審査を含む)により、評価項目をもとに審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者(次点)を選定する。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

(3) ヒアリングの実施

令和 8 年 8 月 28 日(金)または 8 月 31 日(月)を予定。

発表時間は 1 事業者につき 50 分以内(内容説明 30 分以内、質疑応答 20 分以内)とする。詳細な日時・場所については後日、様式 7 により通知する。

(4) 評価項目

別紙 2「小樽市小中学校クラウド型電話交換機整備事業に関する公募型プロポーザル選定評価項目及び評価内容」のとおり。

(5) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。

なお、失格者には様式 10 により通知する。

- ① 参加申込書等の提出までに「6 参加資格」を満たさない場合
 - ② 契約当日までに「6 参加資格」を満たさなくなった場合
 - ③ 期限までに必要書類が提出されなかった場合
 - ④ 提出書類に虚偽があった場合
 - ⑤ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
 - ⑥ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があったと認められる場合
 - ⑦ 提案者がヒアリングに出席しない場合
 - ⑧ 見積金額が「3 業務の概要」の「(4) 支出予定金額」の金額を超える場合
 - ⑨ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合
- (6) 事前審査
応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、ヒアリングに参加する事業者を選定することがある。
- (7) 選定結果の通知
選定結果は、提案者全員に文書（様式 8 または 9）により通知し、小樽市ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てに対しては応じない。

11 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

12 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等審査参加に要する費用は全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は審査目的の範囲内で複製することがある。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (5) 本業務に関して、提案者が 1 者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (6) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成 18 年小樽市条例第 52 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第 7 条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第 7 条第 3 号又は第 5 号の規定により、開示の対象としない。
- (7) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。

13 提出先・問合せ先

小樽市教育委員会教育部施設管理課（教育委員会庁舎 2 階）担当：伊藤、紺野

〒047-0034 小樽市緑 3 丁目 4 番 1 号

電話：(0134) 32-4111 内線 7524

電子メール：sisetu-kanri@city.otaru.lg.jp